

『統錦繡段抄』の漢文注と仮名抄

柳田征司

- 一、はじめに
- 二、漢文注と仮名抄
- 三、西足院本漢文注
- 四、おわりに

一、はじめに

『統錦繡段』は、天隱竜沃（一四二三―一五〇〇）編の『錦繡段』にならって、月舟寿桂（一四六〇―一五三三）が、編集した詩集である。即ち、『統錦繡段』<sup>(注1)</sup>およびその抄に付されている常庵竜崇（一一五三―一三三六）の序文、月舟の跋文によると、天隱が、江西竜派（一三七五―一四四六）編の『新撰集』、瑞巖竜惺（一二三八―一四六〇）、暮哲竜攀（生没年未詳）共編の『新編集』に収める二千有編の唐宋元明の詩から、三百余編を抜いて『錦繡段』を編集したのにならって、

月舟が同じく二集から三百篇を抜いた詩集を編集し、『統錦繡段』と名づけたという。その編集は、弟子の継天寿猷の請によって、大永元年（一五二二）になされたものであった。この書が編集されて、『錦繡段』は、『前錦繡段』、『錦繡段前集』と呼ばれることとあったらしい。<sup>(注2)</sup>

『統錦繡段抄』は、この『統錦繡段』の注釈書であって、漢文注と仮名抄とが伝存する。<sup>(注3)</sup>

漢文注 建仁寺西足院蔵江戸初期写本一冊<sup>(注3)</sup>  
 仮名抄

寛永頃古活字版五卷五冊 大東急記念文庫・東洋文庫・陽明文庫・叡山文庫天海蔵（巻四・五欠、三冊）等蔵<sup>(注4)</sup>

承応三年整版五卷五冊 神宮文庫・大中院等蔵<sup>(注5)</sup>

西足院本漢文注は、漢文注と呼ぶけれども仮名抄を

少々合んでおり、刊本仮名抄は、<sup>(注6)</sup>仮名抄と呼ぶけれども、漢文注を前半に仮名抄を後半に配したものであって、その量は概して漢文注の方が多い。

### 二、漢文注と仮名抄

両足院本漢文注と刊本仮名抄との関係については、早く阿部隆一博士が「漢文抄は刊本所収の漢文抄に比し、やや簡略であって、多少の異同<sup>(注7)</sup>出入を見るが、ほぼ合致する」と指摘しておられる。殆ど漢文体の両足院本漢文注が一方に伝存し、刊本仮名抄の漢文注と仮名抄と前半に漢文注後半に仮名抄を配するといふ形で、万里集九の「帳中香」などのように漢文注の中に仮名抄が少し混ざるといふ形とは異なるところから見て、漢文注と仮名抄とはその成立を異にしていると考えられる。即ち、両足院本系漢文注が先行しており、これに仮名抄を加えるといふ形で刊本系仮名抄が成立したものと推定<sup>(注8)</sup>される。

漢文注の抄者が何人であるかというに、原典「続錦繡段」の編者である月舟自身であると考えられる。両足院本漢文注、刊本仮名抄の漢文注の部分を見ると、これはいわゆる引用型の注釈であって、漢籍・仏典からの引用をとって注釈が出来あがっているの

であるが、その中に「幻云」といふ漢文体の説明が散見する。

○幻云三十六功臣大有不審雲臺功臣三十二人也非三十六人見于前錦繡（両足院本漢文注39ウ3、古活字版二ウオ）

○幻云三十六功臣大有不審通鑑顯帝思中興功臣乃圖畫二十八將於南宮雲臺以鄧禹為首次馬成吳漢王梁賈復陳俊耿弇杜茂寇恂傅俊岑彭堅馮異王霸朱祐任光祭遵李思景丹萬脩孟延邳彤鮪期劉植耿純臧宮馬武劉隆又益以王常李通竇融卓茂合三十二人由是觀雲臺功臣三十二人也非三十六人文正公所謂三十六功臣恐以三十六將軍設之故（古活字版二ウオ）

○幻謂筠溪只知宣和不知補元蓋舟老子冠列傳者本兩元也（両足院本漢文注28オ）古活字版二ウ9返点・送り仮名なし）

これは漢籍や仏典などの典故によらない、或いは典故となる諸説を見比べての、自説を記したものと見られ、従って、漢文注は「幻（雲）」即ち月舟壽桂の手になるものと見られる。中國書の引用に見られる割注に「華曰」と見えるところがあつたが、これと抄者一華即ち月舟があつたのであろう。

○勸善書云（中略）即感迦摩羅疾癩病韓曰自學身蕉真不可近（古活字版一36才6）

「私曰」と記した注と、従って、月舟の説明と見られる。

この月舟の漢文注に仮名抄を付して刊本系の仮名抄を作成した人物が誰であるかについては明らかでないが、月舟抄継天編の『三体詩抄』の場合を考えると、言われているように継天弄戯ではないかと考えられる。

### 三、西足院本漢文注

しかし、右のようを考えるについて向題がないわけではない。右の推定とは全く逆に、西足院本漢文注が刊本系仮名抄の抄録本である可能性も疑っておかなくてはならないと思われ。（注9）というのは、刊本仮名抄に収めるところの漢文注の方が、西足院本漢文注よりも、より月舟注の原形に近いと見られる点がいくつか存するからである。その一つは、阿部博士の指摘にあるように、西足院本漢文注の方が刊本仮名抄所収の漢文注よりも簡略であるということである。西足院本漢文注に仮名抄を付け加えても刊本系の本文は出来ないものである。この点は、西足院本

漢文注に仮名抄を付す際に、漢文注の部分にと増補の手を加えたというふうに考えることも可能である。しかし、実際に比べてみると、刊本仮名抄にのみ存する漢文注の多量であること、刊本系仮名抄の、奥運のある一連の漢文注の一部分が西足院本漢文注に見えるというよりな場合があるということから、増補とは考えにくいように思われる。次に冒頭詩の注を対比して示す。

○才子傳三或豈荆南人美風度能談少拳進士不上乃放遊名都岳食士而軒昂氣不消沮愛湖湘山水來客時李夔蕭簾察桂林寓官舍月夜南隣居行吟之音清麗運明訪之乃豈也即延為幕賓待之甚厚云豈詩在盛唐格氣稍劣中向有絕似晚作然風流綺麗不虧政化當時賞音喧傳翰苑固不矣梁孫康映雪讀書坡雪夜書北臺壁詩五更曉色來書恍半夜寒聲落落畫簷詩格四載此詩寒雲作黃雲簷前作簾前又千家詩十二作石敏若詩寒簷字與此本同（西足院本漢文注）

○才子傳三或豈荆南人美風度能談少拳進士不上乃放遊名都雖食士而軒昂氣不消沮愛湖湘山水來客時李夔蕭簾察桂林寓官舍月夜南隣居行吟之音清麗運明訪之乃豈也即延為幕賓待之甚厚云憲宗時

邊烽累急大臣議和親上曰此關一詩人姓名稱辭昔  
 爲誰宰相對以令朝陽包子處皆非帝譽其詩對曰戎  
 昱也上曰嘗記其詠史云漢家青史上批計是和親社  
 稷依明主安危託婦人豈能將天貌便擬薄沙塵地下  
 千年骨誰爲將佐臣因嘆曰魏絳柯其儒也此人如在  
 可與武陵桃花源足稱其清詠士林榮之昱詩在盛唐  
 格氣稍劣中間有絕似晚作然風流綺麗不虧政化當  
 時賞音喧傳翰苑固不誣矣 珣昱乃中唐詩人也  
 中唐者 唐音云自武德至天寶得六十五人爲唐初  
 盛唐詩自天寶至元和尙通得四十八人爲中唐詩自  
 元和至唐末通得四十九人爲晚唐詩多少巧無風騷  
 氣味 (詩略) 風捲——詩格四載此詩寒雲作黃  
 雲簷前作簾前又千家詩十二作石敏若詩寒簷字與  
 此末同又黃雲蒙齋云雪天雲色如此 江烟 蒙  
 云句語老 簷前 蒙云詩須用有餘不盡意方好  
 此詩妙 又得 梁孫康映雪讀書  
 詩意 風捲——風力寒雲ヲ吹マクリタレハ暮雪  
 タチマチ晴タル也今マテハ受雪テ重クミヘタル  
 柳條モ江烟ニ洗盡サレテ輕マトナリタル也 簷  
 前 柳條ノ雪ハ江烟ニ洗イ盡サレタレトモ簷前  
 數片ノ雪ハタレ掃者モナイソ。サレトモヨイソ  
 又書意二一夜ノ明ヲ添得也。是ハ梁孫康刀映雪

讀書故事ヲフマヘテ作也。故事ヲハ如此用ル者  
 也 老杜所謂作詩用尋如水中著鹽詩家秘密藏者  
 也 (古活字版)

右の点だけであるならば、なお、刊本仮名抄が漢文  
 注の部分にも増補の手を加えたという可能性が考え  
 られるが、刊本仮名抄の漢文注に見える「幻云」が、  
 対応する兩足院本漢文注に見えないという箇所があ  
 る点は見のがせない。例えば次のような箇所である。  
 ○幻云古風蕭索ナラハ不言歸之意也今日有道便歸  
 去也 (古活字版二八ウー)

○(幻云が見えない) (兩足院本漢文注40オー)  
 兩足院本漢文注が仮名抄に先行する月舟の漢文注で  
 あるならば、これに「幻云」が存して、それが  
 刊本仮名抄に継承されているという形になっていな  
 くはならない。右の例のよりに刊本仮名抄にのみ  
 「幻云」が存する例があるところからすると、兩足  
 院本漢文注が先行する月舟の漢文注とは考えにくい  
 ことになる。

次に、漢文注の注のしかたを見て、刊本仮名抄  
 の漢文注の方が「錦繡段抄」の漢文注に一致してお  
 り、この方が月舟の注の原形ではないかと見られる。  
 即ち、刊本仮名抄の漢文注は、一般に詩題と作者と

詩とにそれぞれ漢文注が存するのに対して、兩足院本漢文注の注はそれらの区別なく、詩のあとに注を付すという相違があるが、同一抄者月舟の手になる『錦繡段抄』の漢文注は前者に一致する。

以上の二点からすると、刊本仮名抄所収の漢文注の方が月舟の漢文注の原形に近く、兩足院本漢文注は抄録本である可能性が考えられる。

しかしながら、右のことから、ただちに、兩足院本漢文注が刊本仮名抄の抄録本であるということにはならないと考えられる。先ず、一般的に考えてみて、漢文注と仮名抄とからなる抄から、漢文注の部分についてののみ抄録した漢文注をつくるというのは、時代の方向とは逆方向と言わなくてはならないであろう。また、次のような問題がある。兩足院本漢文注には極めて稀に仮名抄が混じているが、刊本仮名抄のそれと一致するのは、次の一箇所だけである。

○黙雲云凡荆公ハ良人歟悪人乎ノ不審多在金陵四

十一ニテ隱居ノ所ハ全身孔子テアツタ人モサ思  
タ其所履實也シガ出則天下ノ名人ハ皆氣ニ違タ  
老人ハ異儀ヲ云トテ少年ノ者ヲ官ニ置ク而宋朝  
ノヤフレハ荆公ガワホ也司馬光南荆公死曰如此  
人才難得只不曉事漢遂非人也我がチヤウドサト

思イツメタ事ヲハ取テカヘ又人也贈号ヲ評定ス  
ル時司馬光呂公著為休浮薄之風相貴ンテ王文公  
ナニ大夫ヤラウニ贈タ三白罷朝也在世時ハ人皆  
好ト云テツイセウノ死則天下皆譏ル致是浮薄之  
風也荆公ヲ惡ク贈号ヲ不貴則天下ノ人此風ヲ  
長ノ皆輕薄ニ好ト云イ死セハ惡イト云ハノ故ニ  
也(兩足院本漢文注18オ9、古活字版一31ウ10  
ほぼ同文)

兩足院本漢文注が刊本仮名抄の抄録本であると考えた場合には、抄録に当って仮名抄の部分からは一箇所だけ採録しなかった、その必然性が説明しにくいことになる。しかし、刊本仮名抄には存しない、次のような仮名抄をつけ加えながら、刊本仮名抄からの仮名抄の採録は右の一箇所に限ったことになるのである。

○一ノ句ニ何年四ノ句ニ北夜寒ノ字ニ可着眼(兩足院本漢文注2ウ2)

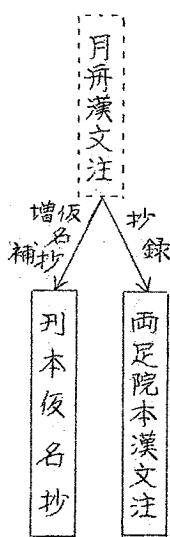
○神ハ神靈ナル農ノ義(12ウ10)

○鴻鵠ハ日本ニ鴛鴦ト云鳥是也日本ニ死史ト云ハ誤也死史ハ只水鳥之類也(20オ3)

これらの点は、逆に、兩足院本漢文注が先行し、それに仮名抄を付け加えて刊本仮名抄が成立したと考

えて自然に理解できる。西足院本漢文注に見える仮名抄と刊本のそれとが一致する記事が「黙云」となっている点に注意されるべきであろう。黙は、黙雲即ち天隱竜沢であつて、月舟抄継天編の『三体詩抄』にもその説を引いているように、この部分は、月舟が引いていたものであろう。月舟の漢文注の中に、既に先人の説が仮名交り体で引かれており、それが刊本仮名抄に継承されたものと考えられるのである。<sup>(注10)</sup>

それでは、西足院本漢文注が先行したと考えた場合に都合の悪い既述の点はどのように考えたらよいであろうか。筆者は、次図のように、西足院本漢文注が、伝存しない月舟注の漢文注の抄録本ではないかと推定する。<sup>(注11)</sup>



四、おわりに

『錦繡段抄』も、漢文注と仮名抄とからなっており、『続錦繡段抄』に先だつて、同じように成立したものと見られる。これには、漢文注だけのものは

伝存しないけれども、『続錦繡段抄』の場合から見て、前稿で推定した如く、<sup>(注12)</sup>やはり月舟の漢文注だけのものが存したものと考えられる。

『錦繡段抄』と『続錦繡段抄』とは、中国書からの引用之主とする漢文注に、語句の解釈を主とした仮名抄を補うという形で、両者が共存する抄物である。

(注1) 『続錦繡段』は、東洋文庫・宮内方書院部蔵の慶長頃古活字版による。抄については後述。

(注2) 西足院本漢文注『続錦繡段抄』に「前錦繡段」(39ウ4)と見える。また、叡山文庫蔵の『錦繡段抄』は、「錦繡段前集」の内題、「錦繡段前集」の尾題をとつ。

(注3) 桐箱入。箱表書「續錦繡段抄」添状極札有之。右肩にラベル「第百六拾九番」あり。箱の底に貼付紙「續錦繡段抄撰者自筆」建仁寺月舟和尚筆／幻堂「子」(右傍補入)壽桂ト号／後柏原院年号／大永初元重陽。極札包「續錦繡段抄」月舟和尚筆／見西堂状有／古筆了仲札在「一枚」。極札「建仁寺月舟和尚續錦繡段抄(墨印)」。見西堂書状、端裏「物見西堂」、本文「月舟和尚述作之續」錦繡段抄巻冊為御見／致一覽候右月舟者

／連に弄住侶ニ而當ノ時名高人之御秘藏ノ可被成候 以上ノ十月三日」。茶色、金色細線模様布表紙（縦二八・〇糎×横二〇・八糎）。外題なし。表紙見返雲母引。小口に「續錦綉全」と墨書。巻首に「両足院」の朱印。朱句切朱引あり。巻尾に添付紙「墨付百五〇枚」あり。大永初元重陽幻雲子壽桂」の跋文あり。

（注4）大東急記念文庫蔵本；新装紺色表紙（縦二八・三糎×横一九・三糎）。外題題簽に「續錦綉段鈔一（く五）」と墨書。内題「續錦綉段鈔」。四周双辺（縦二一・七糎×横一五・八糎）。半面一三行、一行二四字。黒口。版心「續錦鈔 巻数 幾丁」。巻首に朱印「一／絲」。各冊巻尾「丹州法常禪弄常住ノ全部五冊」と墨書。「大永初元年孟冬中休虎道人龍崇謹序」の序文あり。「大永初元重陽幻雲子壽桂」の跋文あり。序1丁巻一40丁、巻二50丁、巻三46丁、巻四40丁、巻五33丁。図書番号3543別。この本については、阿部隆一「大東急記念文庫藏室町時代邦人撰述漢籍注釈書類について」（ががみ4 昭和35・10）に紹介あり。東洋文庫蔵本；新装薄茶色表紙（縦二七・八糎×横二〇・〇糎）。外題題簽に「續錦綉段鈔一（く

五）」と墨書。巻首に朱印「江風山ノ月莊」稻田ノ福堂ノ圖書」など三箇あり。各冊巻尾に「雲郎文庫」の朱印あり。図書番号三Ae24。

陽明文庫蔵本；栗皮色表紙（縦二七・六糎×横二〇・三糎）。外題なし。巻首の朱印「近衛藏」陽ノ明ノ藏」あり。図書番号近ノ43。

叡山文庫蔵本；栗皮色表紙（縦二七・七糎×横二〇・三糎）。外題表紙中央に「續錦綉段鈔」と白書。表紙右肩に「益」と墨書。表紙右下および巻首に墨印「天海藏」あり。表紙見返に墨印「山門蔵本」あり。図書番号天海藏六六一。

右の他に、「成賢堂善本書目」（民反社 昭和7・5）二〇一頁に巻二の巻本一冊が見える。

（注5）神宮文庫蔵本；紺色表紙（縦二七・二糎×横一九・〇糎）。外題題簽に「續錦綉段鈔（弟忠信）」と墨書。内題「續錦綉段鈔一（く五）」。

四周双辺（縦二〇・一糎×横一五・〇糎）。半面一二行。原典本文二行取り。黒口。版心「續錦綉段抄 巻数 幾丁」。巻首に朱印「林崎文庫」あり。大永元年の竜崇の序文、同年の弄桂の跋文あり。刊記「承応三年仲春 風月抄」。考」冊序3丁巻一2丁巻二18丁まで、「弟」冊巻二64丁まで

で卷三28丁まで、「忠」冊卷三63丁まで卷四33丁まで、「信」冊卷四56丁まで卷五46丁。図書番号二二七五号。この本については、日比野純三「抄物紹介」その二―「真大園文」昭和47・11に紹介あり。

大中院藏本：紺色表紙（縦二七・四煙×横一七・一煙）。外題第一冊第三冊は題簽に「續錦繡段鈔第一（二）冊」と墨書。第二・四・五冊は原題簽「續錦繡段鈔二（く五）之本」。小口に「續錦抄一（く五）」と墨書。背に「共五」と墨書。図書番号石2921。

『圖書総目録』によれば、右のほかにも、国立国会図書館・早稲田大学に所蔵されているという。なお、松ヶ岡文庫蔵の『史記抄抜書』（クホ29）中に『續錦繡段』の竜峯の序文と月舟の跋文とが写されている。

（注6）以下二種の抄物を、両足院本漢文注・刊本仮名抄と呼ぶことにする。また、現存する本そのものに限らず、存したかど知れない同系の本を含めて言う場合には、両足院本系漢文注・刊本系仮名抄と呼ぶことにする。

（注7）注4

（注8）佐藤喜代治編『國語学研究所叢書』（明治書院 昭和52・11）の『錦繡段抄』の項（柳田担当）において、このように推定した。

（注9）両足院本に付された極札は、この本を月舟自筆本とするが、注4の阿部博士の論考が指摘するように、自筆とは見られず、江戸時代初期の何人かの手になる写しと見られる。従って、両足院本漢文注が刊本系仮名抄より後に成立した可能性も十分に考えられるのである。

（注10）両足院本漢文注には、他にど先人の説が引かれているところがあり、それは漢文体になっている。

○村庵云謂道士讀經声也蓋魚山梵也黙雲云歩虛仙人合所誦經音節以誦之（48オ9）

これは古活字版にも受けつがれている。（古活字版五31ウ9）

一方、古活字版にのみ見える先人の説もある。

○黙雲云通鑑所記文簡不詳須考類瀆集五十卷青苗法黙云青苗之時節錢ヲ口ヌ故以爲名熙寧二年九月始行此法一縣一郡行之無子細（下略）

（一30オ8）

○舊講云雙桂義如此妙ナル詩ヲ作ハ、ケモノ歟



續翠義熙豊ノ向惑亂天下ホトニ凶惡ノ人ト思

ヘハ又吐此使句眞ニハケ切也此裁可也蕭庵云

荆公本韻柳葉鳴蜩綠暗言是非紛然喧于人耳荷

花、一適意者少(中略)梅庵云以東坡所云此

者野狐精往々爲譏荆公甚不可也蓋相傾慕之辭

也不見西清詩話始末者爲此言可發一笑也(五

はウ三)

これらと、月舟注の原漢文注には存していたもの

で、兩足院本の抄録に當つて省略されたものと見

られる。月舟は、天隱のほか、希世靈彦(村庵)

(一四〇四—一四八八)惟肖得巖(双桂)(一三六〇—

一四三七)江西高派(統翠)(一三七五—一四四六)正

宗竜統(蕭庵)(一—一四九八)万里集九(梅庵)(

一四二八—一五〇七?)の説を引いていることがわか

る。

(注11) 刊本仮名抄になくて、兩足院本漢文注にの

み見える漢文注とわずかではあるが存する。それ

が、兩足院本の増補であるか、刊本仮名抄の省略

であるかは明らかでない。

(注12) 拙稿「可錦繡段抄」の諸本——版本系本文

の成立から——(回語回文 昭和四・二)

(付記)

(1) 本稿においては、兩足院本漢文注・刊本仮名に

共通して見える「蒙」「蒙翁」なる人物について

調査が行き届かかったために、その考察を保留

している。先に引用した冒頭詩の注においては、

「蒙」「蒙翁」は刊本仮名抄にしか見えぬが、

ほかのところには、兩足院本漢文注にも見える場

合がある。

○蒙云公於江州錢靜觀席上賦此詩錢好長之飲蚕

婦不以歌舞為信自知其辛勤耳(78オ9、刊本

仮名抄は蒙翁とあり)

蒙翁なる人物が月舟弄桂の漢文注を整備して自説

を加えたものではないかと推定される。従つて、

本稿の立場からは、蒙翁は継天弄戯のことでほあ

るまいかと臆測しているが、「継天筆語」等を調

べたけ水とど、いまだこの人物について手がかり

を得ていない。後考を期す。

(2) 古活字版と承応整版との本文は、「回語学研究

事典」に記しておいたように、大きな異同はない。

承応整版が古活字版の誤刻を訂正したところと稀

にあるが、承応整版が新たに誤刻を生み出してい

ることの方が多い。意図的な改変と見られるとこ

ろは少く、従って國語学的に注意される異同は、  
次例くらいである。

サヌミ(古活字版三十四)―サノミ(承応整

版)

(3) 貴重な資料の閲覧を許可され、種々御芳情を賜  
わっている関係所蔵者各位に謝意を表します。